

## 第8期広島市高齢者施策推進プラン（素案）からの主な修正について

ページ	修正前	修正後	修正理由
P20	≪注釈≫ <u>(追記)</u>	※1 <u>健康な人を含め通いの場等に参加している全員を対象に、疾病予防や介護予防等に関する働きかけをすること。</u> ※2 <u>疾病又は要介護状態となる危険度が高い人を対象に、その危険度を下げるような働きかけをすること。</u>	高齢福祉専門分科会における委員意見を踏まえ、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチの注釈を加えた。
P58	5 保険給付費及び地域支援事業費の見込み  <u>上記に係る表</u>	5 保険給付費及び地域支援事業費の見込み  <u>上記に係る表の数値の修正</u>	資料2のとおり

ページ	修正前	修正後	修正理由
P60	<p>6 第1号被保険者の保険料</p> <p>(4) 保険料(基準月額)</p> <p>表中 保険料(基準月額) 第8期 <u>6,300円～</u> <u>6,400円程度</u></p> <p>表中 保険料(基準月額) 差 <u>+130円～</u> <u>+230円程度</u></p> <p>保険料(基準額)の算式中</p> $\left( \begin{array}{c} \text{介護給付費準備基金取崩額} \end{array} \right)$ <p>※ 介護給付費準備基金取崩額は46億円としています。</p> <p>(略)</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>6 第1号被保険者の保険料</p> <p>(4) 保険料(基準月額)</p> <p>表中 保険料(基準月額) 第8期 <u>6,250円</u></p> <p>表中 保険料(基準月額) 差 <u>+80円</u></p> <p>保険料(基準額)の算式中</p> $\left( \begin{array}{c} \text{介護給付費準備基金取崩額} \\ + \\ \text{保険者機能強化推進交付金交付額} \end{array} \right)$ <p>※ 介護給付費準備基金取崩額は46億円としています。</p> <p>(略)</p> <p>※ <u>保険者機能強化推進交付金は6億円としています。</u></p> $\left( \begin{array}{c} \cdot \text{ 保険者機能強化推進交付金} \\ \text{ 保険者の自立支援・重度化防止等に関する取組を促進するための国の交付金で、地域支援事業に充当し、保険料の軽減につながることも可能です。} \end{array} \right)$	資料2のとおり

ページ	修正前	修正後	修正理由
P61	<p>[第7期及び第8期計画期間における保険料比較]</p> <p><u>上記に係る表</u></p> <p>表の脚注 <u>(追加)</u></p>	<p>[第7期及び第8期計画期間における保険料比較]</p> <p><u>上記に係る表のうち、第8期計画期間の保険料月額を修正</u></p> <p>表の脚注  <u>※ 第8期の保険料の算定に使用する「その他の合計所得金額」は、給与所得が含まれており、所得金額調整控除の適用がない場合、その金額から10万円控除した額となります。また、所得金額調整控除の適用がある場合は、当該控除額を加えた額から10万円控除した額となります。</u>  <u>※ 第8期の保険料の算定に使用する「合計所得金額」は、給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合、その合計額から10万円控除した額となります。</u></p>	<p>資料2のとおり</p> <p>12月に公布された政令改正の趣旨を踏まえ、平成30年度の税制改正の影響により介護保険料の算定に関して被保険者に不利益が生じないようにするための特例措置を講じることとしたため。</p>
P62	<p>7 介護保険料の将来推計</p> <p>表中 第8期 保険料(基準月額) <u>6,300円～6,400円程度</u></p> <p>第9期 保険料(基準月額) <u>7,500円程度</u></p> <p>第14期 保険料(基準月額) <u>9,700円程度</u></p>	<p>7 介護保険料の将来推計</p> <p>表中 第8期 保険料(基準月額) <u>6,250円</u></p> <p>第9期 保険料(基準月額) <u>7,400円程度</u></p> <p>第14期 保険料(基準月額) <u>9,400円程度</u></p>	<p>第8期の介護保険料と同様に、介護保険料の将来推計を再試算した結果により金額の修正を行った。</p>